様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	販売前における受託物品の検査及び検査証の交付
根拠条例·規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条項		第47条第1項
所	管 部 課	経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場(電話:048-644-2929)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	次に該当する場合は、検査しない。 (1)大動物で、半丸の4分の1以上を提示しないとき。 (2)小動物で、半丸以上を提示しないとき。 (3)部分肉で、事故品であることが認められる数量以上の提示がないとき。 (4)けい留中において死亡したとき。 (5)明らかに卸売業者の責に帰するものと判断した卸売前の事故品
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	7 日
間	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	